

**広域・社協委託 上伊那圏域の場合**  
上伊那成年後見センター（長野県上伊那圏域）

**1. 上伊那成年後見センターの概要**

**(1) 位置と構成市町村**

- 長野県上伊那郡 8 市町村  
(平成 29 年 10 月現在)

市町村	人口（人）
伊那市	67,437
駒ヶ根市	32,500
辰野町	19,325
箕輪町	25,132
飯島町	9,393
南箕輪村	15,328
中川村	4,718
宮田村	8,745
<b>合計</b>	<b>182,578</b>



**(2) 体制、予算**

**①センターの位置づけ、特徴**

- 伊那市社会福祉協議会にセンターを設置し、1 か所で圏域全体をカバーしている。
- 当センターは二次相談窓口の役割。一次相談窓口は、各市町村行政や地域包括支援センターに設置（明確な役割分担）。
- 伊那市社協では当センターの担当と日常生活自立支援事業の担当を同一の窓口配置。このことにより、新規の相談ケースをどちらの制度で支援すべきか協議できることに加え、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行も円滑に行うことができている。
- 圏域内 8 市町村と個別に委託契約を締結。運営費は、委託費と法人後見の報酬で賄っている。補助ではなく委託とした理由は、法人で後見等を受任する状況の利用者は、市町村の支援が必須であり、市町村の責任で制度を普及すべきとの考えに基づいている。

**②職員体制**

- 成年後見センター 9 名
  - ・ 所長 1 名（地域福祉係長兼務）
  - ・ 事業担当者 3 名（すべて社会福祉士）
  - ・ 法人後見生活支援員 5 名（非常勤）週 1 回

**③組織運営体制**

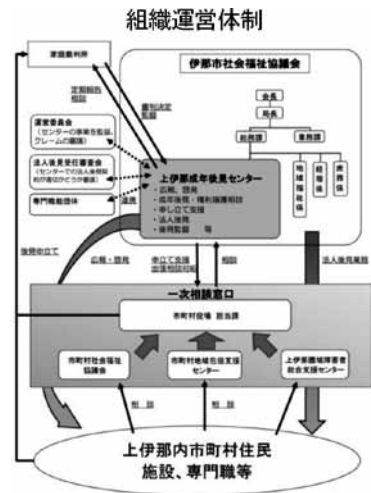
- 運営委員会（8 市町村の担当課長と、伊那市社会福祉協議会事務局長で構成）
- 法人後見受任審査会（専門職能団体（4 団体）の代表者と総務課長で構成）

**④事業概要**

- ア. 成年後見制度、権利擁護の研修・啓発
- イ. 成年後見・権利擁護相談
- ウ. 成年後見申立ての支援
- エ. 第三者後見人の紹介、斡旋
- オ. 法人後見の受任
- カ. 市民後見人の育成
- キ. 後見監督人の受任

**⑤事業予算**

- 委託費の算定
  - ・ 長野県が広域連合で行っている各種事業の負担割合を踏襲（平均割 16%、人口割 84%）。
  - ・ 平均割、人口割の他に、案として利用割案が挙げたが、実施されていない。



H28 年度実績

	金額（概数）	備考
ア. 行政からの委託	7,581,699 円	
イ. 後見報酬	6,328,301 円	
ウ. 自主財源	0 円	
エ. その他（ ）	0 円	
<b>全体</b>	<b>13,910,000 円</b>	

※「組織運営体制」の図は、「成年後見制度利用促進フォーラム」矢澤秀樹氏資料より抜粋。

※「H28 年度実績」はヒアリング調査時の回答シートから抜粋。

## 2. センター設立までの経緯

### ①センター設立に向けた動きの前段階

- 平成9年頃、伊那市社協が「ふれあい相談センター」を、リーガルサポート長野支部に委託して実施（月1回）。
- 平成15年から、上伊那郡にあった大規模な知的障害者入所施設解体による障害者の地域移行が始まり、障害者が安心して地域で暮らせるような権利擁護支援ニーズが高まった。一方、上伊那郡内8市町村社協の日常生活自立支援事業担当者による定期的な勉強会において、成年後見人の不足（担い手不足）が共通の課題であることが明らかとなった。

### ②センター設立に向けた動き

- 平成18年度から、各社協日常生活自立支援事業担当者により、法人後見に関する検討会議を開始。
- 平成21年度、長野県より上伊那圏域を対象として「成年後見相談支援体制構築モデル事業」を、伊那市社協が受託。
  - ・成年後見等相談、アドバイザー派遣
  - ・「上伊那圏域成年後見相談支援体制構築検討会議」の開催
    - －会議6回、先進地視察1か所
- 平成22年度、「上伊那圏域成年後見制度体制検討会」を設置。（事務局：伊那市社協）
  - －構成メンバー：上伊那8市町村の福祉担当課長9名
  - －会議5回、先進地視察3か所

#### ◎主な検討内容1

##### 【利用見込み数について】

- 近い将来（2～3年間）に必要となる数
- ア. 日常生活自立支援事業全数調査
- イ. 社協独自金銭管理事業全数調査
- ウ. 認知症、知的、精神障害者数等
  - × 第三者後見人の就任割合



**18人～78人の利用を見込む**

#### ◎主な検討内容2

##### 【センターの設置形態について】

- NPO法人やボランティア団体などの不在、専門職の確保
- 法人後見業務への取組が必須
- 相談する住民意識



一般社団法人設立～社協地域福祉係増員まで**4パターン**を検討

#### ◎主な検討内容3

##### 【委託費の算定について】

- 上述（再掲）
  - ・長野県が広域連合で行っている各種事業の負担割合を踏襲（平均割16%、人口割84%）。

#### ◎主な検討内容4

##### 【センターの設置場所、運営について】

- 住民が相談しやすい形態
  - サテライト窓口の設置などの検討
- ↓
- ・平成23年度から、**8市町村で協働設置**
  - ・伊那市社協に業務を委託する（圏域の中心にある、会議の事務局を務めた経験）

## 3. センター設置後のメリット等

### ①センター設置のメリット

- 自治体職員の負担軽減
- 一次相談窓口、二次相談窓口どちらにも専門職の配置が可能になった。
  - 一時相談窓口職員の権利擁護に関する知識、スキルも向上した。
- 税金水道等の滞納の解消。分納相談も可能になった。
- 日常生活自立支援事業との連携（利用者にとっての適切な支援、早期発見、迅速な制度間の移行）
- 適切な事例対応（迅速な虐待対応、市町村長申立て等）が可能になった。

### ②広域設置のメリット

- 各自治体からは少額の負担金で、福祉専門職が活用できる。
- 法曹専門家による行政とは異なる視点や根拠にもとづく客観的な判断が可能になった。

### ③広域設置のデメリット

- センターから訪問先（利用者宅、各市町村窓口や市町村社協）への訪問距離が遠い。）

※「2. センター設立までの経緯」及び「3. センター設置後のメリット等」の記載内容は、「成年後見制度利用促進フォーラム」矢澤秀樹氏資料より抜粋。